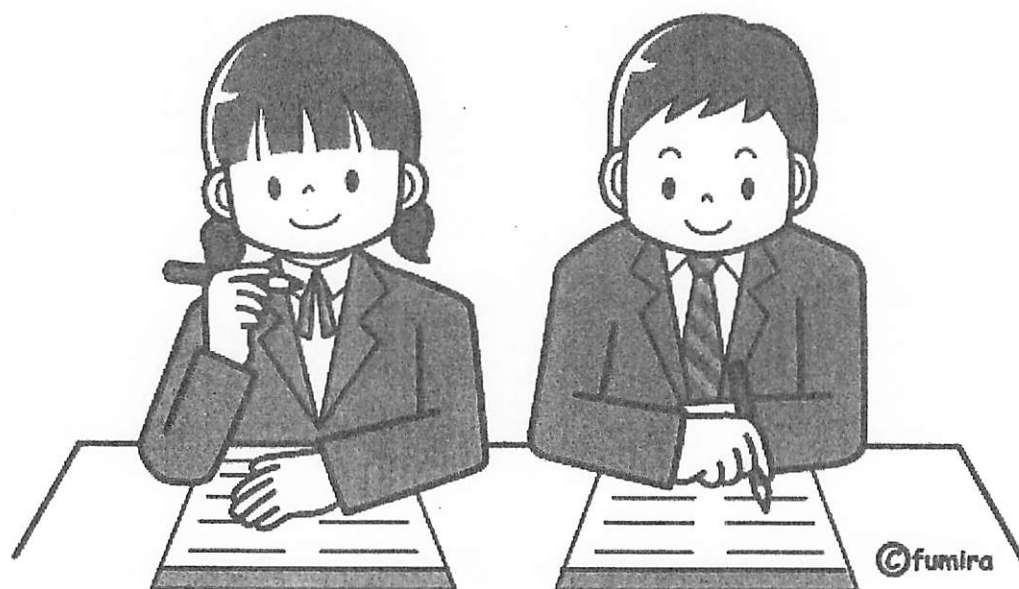


(私立中学生向け)

新宿区奨学生募集のお知らせ

高等学校・高等専門学校等へ進学を希望している中学3年生の皆さんへ



新宿区では、学習意欲があり、かつ経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への入学が困難な人を対象として、令和5年度の新宿区奨学生を募集します。

奨学生には、修学上必要な資金（奨学資金）を無利子（※）で貸し付けます。※「返還について」を参照

次のページからの「奨学生の条件」等をよく読んで、保護者、担任の先生に相談のうえ応募してください。

奨学生の条件

- (1) 新宿区に令和4年4月1日以前から引き続き居住していること。
- (2) 高等学校・高等専門学校・中等教育学校（後期課程）・専修学校の高等課程に進学すること。
- (3) 成績優秀であること。（学習意欲や学校生活における活動等も選考内容に含みます）
- (4) 経済的な理由により修学困難であること。
- (5) 同種の奨学金を借り受けていないこと。
（例：東京都育英資金、母子・父子福祉資金、東京都生活福祉資金、日本学生支援機構奨学金、その他貸付金など）

申し込みの締切

令和4年12月6日（火）午後5時必着

（期限後は一切受け付けできませんので、ご了承ください。）

申し込み手続き

- (1) 下記の①と②の書類をご用意ください。
 - ① 奨学資金貸付申請書
 - ② 令和4年度住民税課税〔非課税〕証明書（以下に掲げる方）
 - 奨学資金貸付申請書に記入した家族のうち、令和3年1月～令和3年12月中に収入のあった方全員（所得控除・扶養親族の記載があるもの）
 - 連帯保証人

※ 住民税課税〔非課税〕証明書は、新宿区役所6階税務課及び各特別出張所で発行を受けることができます。新宿区民でない連帯保証人の方は、お住まいの自治体へお問い合わせください。
- (2) 在学校の校長に「奨学生推薦調書」を作成してもらいます。
- (3) (1)と(2)の書類を新宿区教育委員会事務局教育調整課（「問い合わせ先」参照）に提出してください。

※ 奨学資金貸付申請書及び奨学生推薦調書は、新宿区教育委員会事務局教育調整課で配布しています。

申請書記入上の注意事項

申請書は、選考上の大切な資料ですから、申請者ご本人が事実をありのままに記入してください。虚偽の記載をしたときや、記入漏れがある場合には、選考から除外されたり、採用後取り消し

となることがあります。

- (1) 実際に入學する学校と違っていても構いませんので、志望校は必ず記入してください。(公立・私立、全日・定時も必ず記入。)
- (2) 連帯保証人は次の要件を備えた 1 名をたててください。
 - * 独立の生計を営んでいること。
 - * 貸付を受ける奨学資金の弁済をする資力を有すること。
- (3) 年収は、収入のある方全員令和 3 年 1 月～令和 3 年 1 2 月までの所得を記入してください(住民税課税〔非課税〕証明書の所得金額を記入)。無職や失職のときは、生計費の基となっている収入について、記入してください。
- (4) 職業欄については、勤務先等を具体的に記入してください
- (5) 生活保護等を受給されている方は、指定の記入欄に必ず○印を付けてください。
- (6) 申請書に押す印鑑は、申請者ご本人名義の銀行口座届出印(これから口座を開設する方は届出印とする予定の印鑑)を使用してください。それ以外の方は、氏が同じでも一人ずつ個別の印鑑を使用してください。(今回申請書に使用した印鑑は、今後の必要書類の押印にも使用していただきます。)
- (7) 裏面は連帯保証人と連署してください。

申し込み後の流れ

- (1) 中学校長は、申請書、成績、その他の資料を基に希望者の人物、健康、学力、家計の状況などについて検討し、奨学生となる要件を満たしていると認められる生徒を教育委員会に推薦します。
- (2) 教育委員会で、奨学生選考審査会で審査し、予算の範囲内で奨学生の決定を行い、令和 5 年 2 月中にご本人に通知します。

貸付金の額及び貸付期間

- (1) 貸付金の額
 - 国公立 年額 216,000 円 (月額 18,000 円)
入学準備金 100,000 円
 - 私立 年額 360,000 円 (月額 30,000 円)
入学準備金 200,000 円
- (2) 貸付の期間
進学する学校の正規の修業年限
- (3) 貸付金の交付
奨学資金は学期ごと、入学準備金は入学決定後、本人名義の普通預金口座に振り込みます。

奨学生の心得

- (1) 奨学生は、本区の奨学資金に関する規定を守り、教育委員会及び学校の指示に従い、奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。
- (2) 学業成績が不振であったり、奨学生としてふさわしくない行為があったと認められたとき、または区外へ転出したときは、奨学資金の貸付が打ち切られます。

返還について

- (1) 貸付を終了した 1 年後から 10 年以内に、年賦・半年賦・月賦または一括払いで返還していただきます。奨学生ご本人宛てに納入通知書を送付させていただきます。
- (2) 無利子ですので、利息はかかりませんが、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかったときは、年 10.95%の割合で違約金を徴収します。

※貸付額と返還額の例

学校の区分		貸付月額	貸付期間	貸付総額 (注1)	最長返還期間	年間の返還目安額(注2)
高等学校	国公立	18,000 円	3 年	748,000 円	10 年	78,400 円
	私立	30,000 円	3 年	1,280,000 円	10 年	135,200 円
高等専門学校	国公立	18,000 円	5 年	1,180,000 円	10 年	121,600 円
	私立	30,000 円	5 年	2,000,000 円	10 年	207,200 円

(注1)「貸付総額」には入学準備金を含みます。

(注2)「年間の返還目安額」は、最長返還期間で返還計画を立てた場合の返還初年度の返還額です。2 年目以降は返還額が下がることがあります。

問い合わせ先

ご不明な点は、

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所4階
 新宿区教育委員会事務局 教育調整課 管理係
 TEL 03-5273-3070 (平日8時30分～17時15分)

まで お問い合わせください。